

# 富田林市 公民連携ガイドライン

令和7年2月

富田林市公民連携デスク

# 目次

はじめに

1. 本ガイドラインの適用範囲
2. 公民連携に対する富田林市の姿勢
3. 具体的な連携の進め方
4. 連携に関する留意事項

改正経過

## はじめに

少子高齢化、人口減少など厳しさを増す都市経営環境を背景として、今や行政だけでさまざまな社会課題を解決できる時代ではなくなっており、企業・団体（以下、「企業等」という。）との幅広い連携やネットワークによって社会を支えていくことが不可欠になっています。

富田林市では、社会課題の解決に向けて施策の効果を高めるため、企業等のみなさまと、地域課題や社会課題を解決につながる公民連携の取り組みを進めてきました。

本ガイドラインは、公民連携を進めるにあたっての市の考え方や立場、ルールについてお示しすることを目的に策定しているものです。

市は、連携の公正性、透明性をより高めるため、本ガイドラインを遵守し、公民連携の取り組みを積極的に進めてまいります。

## 富田林市が公民連携に取り組む背景

### 厳しさを増す “都市経営環境”

人口減少  
少子高齢化

財政状況悪化

多様化する  
地域課題

高度化する  
行政課題

地域における  
担い手の減少

行政のみで様々な課題を解決するには限界が…

### 企業・団体の “社会貢献ニーズ”

CSR・CSVの  
実践

地域密着

消費者認知

SDGsの  
取り組み

企業ブランド  
向上

企業・団体がWIN-WINの関係性を基に、  
行政と連携・協働する新しい仕組みが、  
今日の地域課題や社会課題を解決に導く



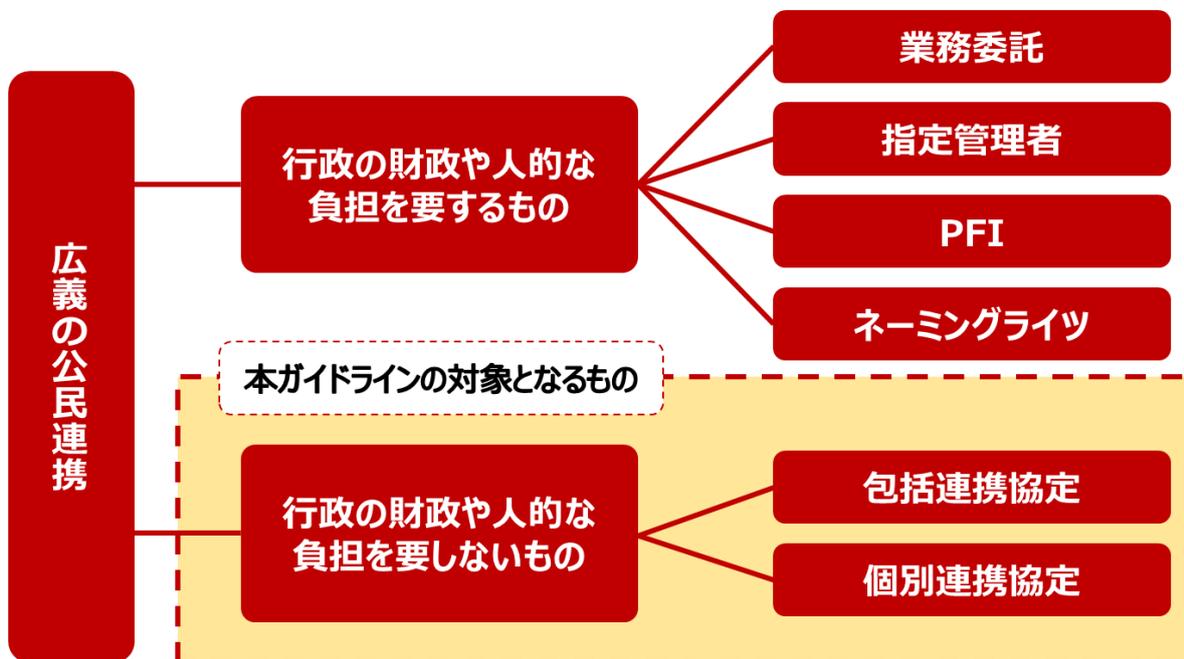
## 公民連携

## 1.本ガイドラインの適用範囲

行政と企業等との「公民連携」の定義は一様ではなく、企業等のネットワークを通じた情報発信や民間活動の支援、広告事業やネーミングライツ、PFI や指定管理者制度など様々な取組みに対して用いられます。

このガイドラインでは、行政と企業等との「公民連携」の適用範囲を「行政の財政や人的な負担を要しない取組み」とします。

## ✳ 本ガイドラインの対象となる公民連携



## 2. 公民連携に対する富田林市の姿勢

### (1) 富田林市がめざす公民連携の姿

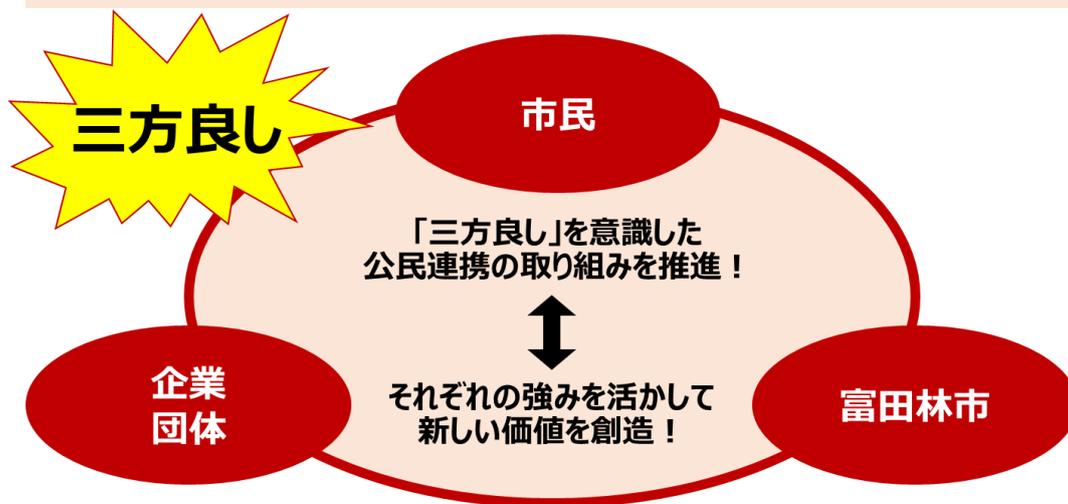
#### ① 市民、企業等、行政にとっての「三方よし」

近年、企業においては、従来の社会貢献活動である、いわゆる CSR (Corporate Social Responsibility) だけでなく、本業を通じて社会の共通課題の解決に取り組むことで、経済的価値と社会的価値の両立をはかる、CSV (Creating Shared Value=共有価値の創造) が広がっています。

市は、公民連携を進める際、この CSV に着目し、「市民よし、企業等よし、行政よし」のいわゆる『三方よし』の実現をめざします。

## ✳ 富田林市公民連携デスクがめざす姿

市民、企業・団体、富田林市が  
幸せになることをめざします



#### ② 双方の強みを活かした連携

市は、スピード感や社会変化への対応力、多様な資源といった企業等の強みと、信頼性・信用性や公共性、安定性・継続性といった行政の強みを束ね、新しい価値を生み出す連携の実現をめざします。

お互いの強みを活かし、WIN-WINの関係を築きます。

	強み	公民連携によるメリット
富田林市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民との繋がり</li> <li>・信頼と信用</li> <li>・多様な公共事業の展開</li> <li>・多様なフィールドを保有</li> <li>・多岐にわたる業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民サービスの向上</li> <li>・地域課題や行政課題の解決</li> <li>・財政・人的な負担の軽減</li> <li>・シティセールスと地域活性化</li> <li>・民間のノウハウを活力とした新たな価値の創造</li> </ul>
企業・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業ブランド</li> <li>・資金・資源（人、物、金、情報等）</li> <li>・社会変化の迅速な察知</li> <li>・開発力</li> <li>・スピード感</li> <li>・独自の技術やノウハウ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CSRやCSVの実践</li> <li>・連携による企業ブランドの向上</li> <li>・新たなビジネスモデルの構築</li> <li>・新たな市場の創造</li> <li>・企業や商品の知名度の向上</li> <li>・研究成果の実証実験や社会還元</li> <li>・即戦力の人材育成</li> </ul>

## (2) 公民連携の原則

- ① 市の課題解決が目的であること（公益性の原則）  
市が抱える課題の解決による市民福祉の向上が、公民連携のゴールです。
- ② すべてを対象に参入機会の公平性を確保すること（公平性の原則）  
参入の公平性を阻害する連携スキームは排除します。
- ③ 広く共通し、且つ、市民と共有できる利益を創出すること（公共性の原則）  
地域社会全体の利益を追求します。特定の個人や団体の利益のみに資することはできません。
- ④ 尊敬と尊重を基本に対等な関係を構築すること（対等の原則）  
「やってあげる」、「やらせてあげる」など、従属性は排除します。
- ⑤ 財政や人的な負担がないこと（公的負担軽減の原則）  
市は新たに予算や人を措置しません。
- ⑥ 「要求」や「強制」が生じないこと（強要排除の原則）  
連携を原因とした強要は認めません。
- ⑦ できないことは「できない」と言います（相互理解の原則）  
相互の立場を尊重し、お互いに、できないことは「できない」と言います。

### 【富田林市情報公開条例との関係について】

市が事務過程で作成・取得した文書については、情報公開請求の対象となります。  
企業等との連携のために市が作成・取得した文書が情報公開請求を受けた場合は、富田林市情報公開条例に基づき適切に対応します。

### (3) 目的

市は企業等と目的を共有しながら、公民連携に取り組みます。

- ① 市民サービスの向上  
市民ニーズに対応するために、きめ細かいサービスの実現を図ります。
- ② 地域の活性化  
地域経済の発展および雇用の創出を図ります。
- ③ 行政コストの低減  
厳しい都市経営における財政や人的コストへの一助となるよう努めます。
- ④ 地域課題や社会課題の解決  
多様化する地域課題や社会課題について、SDGs を旗印に公民連携を通じて解決を図ります。



### (4) 公費支出等についての考え方

連携における公費支出及び適正な手続きについて

- ◆ 公民連携デスクが窓口となる公民連携の取り組みにおいては、市は公費の支出は行いません。
- ◆ 公費が伴う調達や各種許認可、行政財産の貸付等について、市は法令等に基づき、適正な手続きを経て行うものとします。

公民連携の取り組みにつながらない単なる営業については、ご遠慮いただいています。

### 3. 具体的な連携の進め方

#### (1) 公民連携デスクの役割

公民戦略連携デスクでは、様々な分野が抱える多岐にわたる課題を把握し、ワンストップ窓口として、次の機能を備えています。

- ① 一元的な窓口・相談機能（コンシェルジュ的役割）
  - ◆ 市における開かれた窓口として、すべての企業等からの提案を受け付けるとともに、市からも積極的に企業等にアプローチし、企業等とのネットワークを広げます。
  - ◆ 企業等からの提案に対しては、その思いを十分に聞き取り、事業所管課につなぐなどスピーディに対応します。
- ② バックアップ機能（コーディネーター的役割）
  - ◆ 市と企業等との連携をコーディネートし、成功事例をひろげていきます。
  - ◆ 市からも企業等に対して適切な提案を行えるよう、取り組みます。
  - ◆ 「企業等の提案」と「事業所管課の提案」を十分に聞き取り、双方にとってメリットのある取り組みが実現できるよう、共に考え、伴走します。

## 富田林市公民連携デスクの役割



公民連携に関する企業や団体からのご相談やご提案を一元的に受け付けるワンストップ窓口として、**富田林市公民連携デスクを設置**しています。

オープンなワンストップ窓口をめざし、事業所管課へのマッチングや実現に向けた調整を行うとともに、市役所庁内での公民連携に関する情報共有や一元化を進め、ノウハウを蓄積します。

## (2) 取り組み実現までのステップ

### Step1. 連携事業の提案

2つのパターンで提案を受け付けます

- ① 自由提案型：企業等から自由な発想による提案
- ② 課題提示型：市が抱える課題などに対する提案

### Step2. 提案の協議・検討

企業等と事業所管課と対話を重ね、事業実施の可否などの検討を行います

提案に関する事業所管課の課題とマッチングした場合、企業等と事業所管課をおつなぎします

### Step3. 連携事業の実施

企業等と事業所管課のマッチング後、最適な連携を検討し、実施に向けて進めます

## (3) 連携の手法

連携分野の幅広さや取り組みの内容によって、包括連携協定や個別連携協定を締結する場合があります。

### ① 包括連携協定

- ◆ 市と企業等が、市政の幅広い複数の分野における連携と協働の具体的な取り組みを中長期的に継続して実施することを明文化するために締結します。
- ◆ 公民連携デスクで対応します。

### ② 個別連携協定

- ◆ 市と企業等が、個別分野における具体的な取り組みを実施するにあたり、両者の役割分担や守秘義務等を明文化するなど、必要に応じて締結します。
- ◆ 該当する分野の事業所管課で対応します。

## 4. 連携に関する留意事項

### (1) 連携する企業等の要件

連携にあたっては、その相手方となる企業等（以下、「相手方企業等」という。）が次の（ア）から（イ）のすべてを満たしていることを要件とします。

（ア）市と相手方企業等の特定の分野における連携において、市政の課題解決につながる具体的な取り組みがあること

協定締結後、一定期間を越えて具体的な取り組みのない場合は連携協定を解除する場合があります。

（イ）次の①～⑤のいずれにも該当しないこと

公民連携の取り組みの実施にあたっては、市民の理解を得られることが大切です。このため、市は、法令等に違反する行為のあった企業等、市民の理解が得られないような以下の要件に該当する企業等とは連携を行いません。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する場合

相手方企業等が市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている状態が解消または是正されるまでの間は連携を制限します。また、該当する状態に起因して、相手方企業等が行政処分を受けている場合は次のとおりとします。

- ◆ 業務停止や入札参加停止措置等、期間を定めた行政処分等を受けている場合は、その期間中は連携を制限します。
- ◆ 業務改善命令や措置命令等、期間の定めがない行政処分等を受けている場合は、当該処分に至った違反行為の解消及び再発防止策が講じられたことが確認されるまでの間は連携を制限します。

② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者である場合

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者である場合

④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者である場合

⑤ 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当する場合

- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体である場合
- ⑦ 関係法令等に違反し、又は抵触するおそれのある場合
- ⑧ 相手方企業等の役員等に不正行為等があった場合  
相手方企業等の代表者（同等の支配力のある役員等を含む）等の不正行為もしくは不正を問われる行為が、大きく社会の関心を集める事象となっている場合など
- ⑨ 市の品位を損なうおそれのある場合
- ⑩ 市民の理解を得ることが明らかに難しい場合  
上記①～⑨のいずれにも該当しないものの、相手方企業等において、市の連携協定締結先としてふさわしくない行為があるなど市民の理解を得ることが明らかに難しい場合など
- ⑪ その他連携企業として市長が適当でないとするもの

## （２）連携事業の範囲

公民連携の取り組みの実施にあたっては、市民の理解を得られることが大切です。このため、市は、市民の理解が得られないような以下に該当する連携事業は行いません。

- ① 市政運営の目的又は方向性に合致しないもの
- ② 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- ③ 法令等に抵触するおそれのあるもの
- ④ 公序良俗に反するもの
- ⑤ 消費者被害のおそれのあるもの
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とするもの
- ⑦ 人権侵害、差別または名誉棄損のおそれがあるもの
- ⑧ 非科学的なものまたは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるおそれがあるもの
- ⑨ その他連携事業として市長が適当でないとするもの

### 【知的財産権等の取扱いについて】

公民連携の取り組みにおいて知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、市及び企業等は、相手方に通知することとします。

この場合において、当該知的財産権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとします。

### (3) 連携事業の取り組みの中止

- ◆ 連携する企業等が、4.(1)のいずれかの要件を満たさなくなった場合
- ◆ 連携事業の取り組みが、4.(2)のいずれかに該当することが判明した場合

上記の状態が解消または是正されるまでの間、市は当該企業と共催及び協力等の取り組みは行いません。また、すでに実施が決定しているものについては、やむを得ない特別の事情のあるものを除き原則中止するものとします。

取り組みの再開については、期間を定めた行政処分等の場合はその期間が経過していることを、その他の場合は当該企業からの書面による報告をもって判断するものとします。

### (4) 連携協定の解除

連携協定を締結している企業等が、次のいずれかに該当するに至った場合、市は連携協定を解除できるものとします。

- ① 連携協定締結後に、4.(1)の要件を満たさなくなったことが明らかとなり、解消または是正される見込みがないと市が判断した場合
- ② 連携協定等の履行に関し、企業等または企業等の従業員の責めに帰すべき事由により、市または第三者(市の職員を含む。)に損害を与えた場合
- ③ 企業等に市に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があった場合
- ④ 企業等の事業譲渡、事業の廃止・撤退あるいは連携事業の終了その他の理由により、連携協定に基づく取り組みを行わなくなると認められる場合
- ⑤ 企業等の合併、分割または解散により、連携協定に基づく取り組みを行わなくなると認められる場合。ただし、企業等から、事業承継後の存続法人において、連携協定に基づく取り組みを行う旨の申出があった場合には、この限りではありません
- ⑥ 上記の他、市が連携協定の存続を不相当であると認める場合

## 改正経過

令和元年 10月 策定

令和 7年 2月 改正